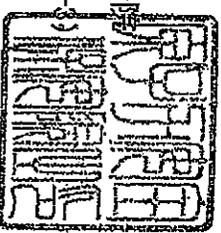


平成 17・03・07 原院第 1 号
平成 17 年 4 月 1 日

特定製造所に係るガス主任技術者の兼務の範囲に関する告示の運用等について

経済産業省原子力安全・保安院

(NISA-243b-04-)



原子力安全・保安院は、ガス事業法施行規則第 33 条第 3 項及び第 91 条第 2 項の規定に基づく他の供給地点群に係る特定製造所のガス主任技術者を兼ねさせることができる範囲（昭和 46 年通商産業省告示第 284 号）の運用に関し、ガス事業者に対し、以下のとおり対応することを求めることとする。

なお、特定製造所に係るガス主任技術者の兼務の範囲に関する告示の運用等について（昭和 58 年 6 月 2 日付け 58 資公部第 160 号）は廃止する。

記

1. 特定製造所に係るガス主任技術者の選任に関して、特定製造所に係るガス主任技術者は、当該ガス事業者に雇用され、かつ、常時勤務する従業者のうちから選任すること。
2. 告示の要件
第 3 号イ中「応急の措置をとることができる」者については、次に掲げる者又はこれと同等以上の能力を有する者とする。
 - (イ) ガス主任技術者免状の交付を受けている者
 - (ロ) ガス主任技術者試験に合格した者であつて、免状の交付を受けていないもの
 - (ハ) 高圧ガス保安法の第 2 種販売主任技術者免状を受け、かつ、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の液化石油ガス設備士免状の交付を受けている者
 - (ニ) 高圧ガス保安法の製造保安責任者免状の交付を受けている者

3. 適用

ガス事業法施行規則第 33 条第 3 項及び第 91 条第 2 項の規定に基づく他の供給地点群に係る特定製造所のガス主任技術者を兼ねさせることができる範囲の一部を改正する告示の施行の日（平成 17 年 3 月 25 日）から適用する。